

平成 23 年 11 月 10 日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会  
会長 横井 正巳池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における  
米軍家族住宅等の基本配置計画案について（要望）**はじめに**

今回の要望書は、平成 23 年 8 月 5 日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案」が示されたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

本要望書では、池子住宅地区についての要望をまとめていますが、すでに返還された旧小柴貯油施設については、土壌汚染などにより跡地利用が遅々として進展しない状況が続いていますので、適切に対処した上で、金沢区民の要望も踏まえた跡地利用を早期に具体化されるようお願いいたします。

**要望書を提出する趣旨**

当協議会では、これまで平成 18 年の基本配置計画案及び平成 19 年の基本構想が国から示された際に、池子の緑の保全や建築物の配置・高さ等について真剣に議論を交わし、地元の意見を横浜市を通じて国に伝えてきました。

その後、国からは前回の要望に対する回答も含めて具体的な説明がないまま 3 年以上が経過し、昨年になって突然、日米政府間で協議が再開され、平成 16 年当時どうしても必要であるとしていた 700 戸の住宅建設戸数が約 400 戸に縮減されました。

周辺住民をはじめとする金沢区民の住宅建設に対する様々な意見に配慮しつつ、地元の意見を取りまとめたきた当協議会としては、このような国の対応は地元への誠意が感じられません。住宅の建設により直接、影響を受けるのは地元金沢区民であり、国には地元の理解と協力を得るためにも一層努力していただく必要があります。

横浜市としても、住宅建設が提起されてからこれまでの金沢区民の苦渋の思いをあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

このような思いのもとに、今回、国から提示された基本配置計画案に関し、現時点での要望を述べるものです。

**1 緑の保全・改変面積の更なる縮減について**

前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すとともに、改変部分についても、緑化対策に努めていただきたいと思います。

住宅建設戸数が縮減されたことから、自然環境の保全に配慮して、改変面積について更なる縮減を図っていただきたい。

なお、改変区域については、前回までと同様に市域の1/2として計画されていることから、残りの約300戸を追加で建設することは現実的に困難であると考えますが、これ以上の追加建設は行わないよう強く申し入れます。

## 2 道路・交通問題について

施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、都市計画道路横浜逗子線の整備等を含めて、周辺地域への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じていただきたい。

特に、六浦駅前の道路は狭あいであり、工事車両や米軍住宅居住者の生活車両等の通行が増えると、更に危険が増大すると考えられます。

この道路・交通問題については、周辺住民への影響を考える上では、最も大きな課題であり、具体的な対応策について示していただきたい。

## 3 建築計画について

今回提示された基本配置計画案では、建物高さを20m以下にするなど、建築計画の抜本的な見直しにより、周辺への圧迫感は減少したものと考えられます。

今後の設計にあたっては、建物のデザインや外壁の色彩など、周辺環境・景観との調和に配慮したものとさせていただくとともに、環境に十分配慮し、建設残土等についても施設区域外への搬出を極力なくすよう、施工計画について十分検討していただきたい。

## 4 住民への計画周知について

進捗に応じて、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設残土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明した上で、周辺住民に対しても適時、適切に情報を提供し、その意見を尊重するよう求めます。

なお、周辺住民への説明にあたっては、法令・条例等に基づく範囲にとどまることなく地元の要望に応じて柔軟に行うこととし、その時期についてもできるだけ早期に示していただきたい。

## 5 飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力について

飛び地については、返還の見通しを明らかにし、早期に返還していただくことを引き続き要望します。

また、飛び地返還後、米軍住宅居住者との親善交流や住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるよう、日米の交流に資する施設の整備等について、全面的に協力していただきたい。